

# 小規模事業者持続化補助金

- 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し※**50万円**を上限に補助金（補助率：2／3）がもらえます。

※条件を満たせば補助金額の上限引き上げあり

- 計画の作成や販路開拓の実施の際に、**商工会議所の指導・助言**を受けられます

今回の補正予算では、受付時期の変更（通年受付・年4回の締切）、新型コロナウイルス感染症加点の創設、電子申告の導入などの変更がなされました。詳しくは、下記URLより公募要領をご確認ください。

URL: <https://r1.jizokukahojokin.info/>

公募開始：令和2年 3月10日(火)

申請受付開始：令和2年 3月13日(金)

第1回受付締切：令和2年 3月31日(火)

第2回受付締切：令和2年 6月 5日(金)

第3回受付締切：令和2年10月 2日(金)

第4回受付締切：令和3年 2月 5日(金)

※令和3年4月以降（第5回受付分）については、詳細が決まり次第改ご案内します。

(事業支援計画書等の作成・交付依頼先) 加古川商工会議所 中小企業相談室

電話:079-424-3355 ※支援計画書等の作成・交付依頼期限は各回の締切1週間前とさせていただきます。

商工会議所 WEB セミナーURL: <http://esod-neo.com/intro/cci/kakogawa.html>  
で書類の作成方法や採択ポイントなどの解説をご覧いただけます。

※視聴には商工会議所の会員登録及びIDとパスワードが必要です。

(申請書類の提出先) 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2389

[9:30~12:00、13:00~17:30 (土日祝日は除く)]

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者

[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、  
専門家謝金、専門家旅費、設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、委託費、外注費 等

◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

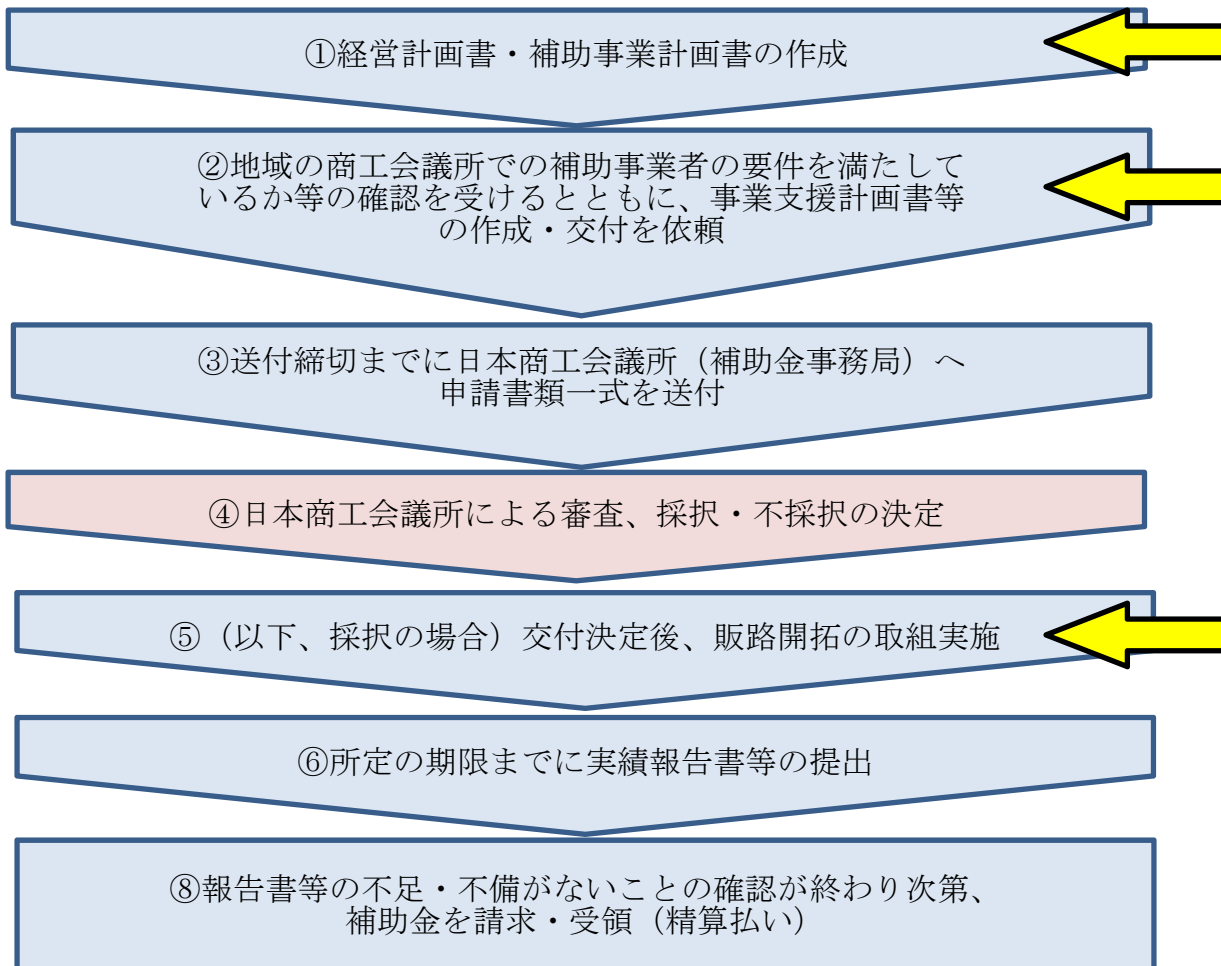
・補助額 ※上限50万円

※市区町村による特定創業支援等事業の認定を受けた事業者や複数の事業者が連携する場合には上限額の引き上げ措置あり

◆新型コロナウイルス感染症加点には、※市町村の確認書の添付が必要となります。

※新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同期比10%以上の売上減少が生じている売上減少証明書で、当地域では加古川市産業経済部産業振興課に申込できます。発給には日数を要しますので、余裕をもって申込してください。

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



商工会議所の指導・助言を受けることができます